

公布された条例のあらまし

◆高知県地域医療介護総合確保基金条例（高知県条例第83号）

- 1 条例制定の目的
地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づき作成する地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画において定める事業に要する経費に充てるため、高知県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 主要な内容
 - (1) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
 - (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
 - (3) 基金の経理は、国から交付を受けた医療介護提供体制改革推進交付金により造成した部分及び地域医療対策支援臨時特例交付金により造成した部分並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとする。（第3条）
 - (4) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第4条）
 - (5) 知事は、基金の設置の目的を達成するための経費に充てるため、基金を処分することができる。（第5条）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第84号）

- 1 条例改正の目的
政務活動費の用途の透明性をより確保するため、議長に提出する収支報告書の添付書類として会計帳簿の写しを追加するとともに、収支報告書及びその添付書類を議会のホームページにより公表することとする等必要な改正をすることとした。
- 2 施行期日
この条例は、一部の改正規定を除き、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第85号）

- 1 条例改正の目的
議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定をすることとした。
- 2 主要な内容
平成26年12月期及び平成27年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。

区分	本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
県議会議員	1.40月	1.50月	2.90月	1.40月	1.55月	2.95月
知事	1.40月	1.50月	2.90月	1.40月	1.55月	2.95月

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県地域医療介護総合確保基金条例	4
◎高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	5
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
◎高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	10
◎高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	11
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	12
◎高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例	12
◎高知県職員定数条例の一部を改正する条例	13
◎高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例	13

副知事、公営企業局長、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長	1.40月	1.50月	2.90月	1.40月	1.55月	2.95月
------------------------------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成26年12月1日から適用することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第86号)

1 条例改正の目的

議会の議員、知事等、行政委員会の委員等及び出頭者、鑑定人等に支給する旅費のうち宿泊料について、定額としているものを実費額とすることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(高知県条例第87号)

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成26年10月14日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する諸手当の改定をすることとした。

2 主要な内容

(1) 期末手当及び勤勉手当の改定

平成26年12月期及び平成27年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。(職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条、公立学校職員の給与に関する条例第23条及び警察職員の給与に関する条例第22条関係)

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						平成26年度			平成27年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55
		勤勉手当	月 0.65	月 0.65	月 1.30	月 0.65	月 0.75	月 1.40	月 0.70	月 0.70	月 1.40
	計	月 1.85	月 2.00	月 3.85	月 1.85	月 2.10	月 3.95	月 1.90	月 2.05	月 3.95	
	特定幹部	期末手当	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15

再任用職員	一般職員	項目	職員									
			月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		勤勉手当	0.85	0.85	1.70	0.85	0.95	1.80	0.90	0.90	1.80	
		計	1.85	2.00	3.85	1.85	2.10	3.95	1.90	2.05	3.95	
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	
		勤勉手当	月 0.325	月 0.325	月 0.65	月 0.325	月 0.375	月 0.70	月 0.35	月 0.35	月 0.70	
		計	月 0.965	月 1.06	月 2.025	月 0.965	月 1.11	月 2.075	月 0.99	月 1.085	月 2.075	
再任用職員	特定幹部職員	期末手当	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175	
		勤勉手当	月 0.425	月 0.425	月 0.85	月 0.425	月 0.475	月 0.90	月 0.45	月 0.45	月 0.90	
		計	月 0.965	月 1.06	月 2.025	月 0.965	月 1.11	月 2.075	月 0.99	月 1.085	月 2.075	
	特定任期付職員	期末手当	月 1.38	月 1.53	月 2.91	月 1.38	月 1.605	月 2.985	月 1.49	月 1.495	月 2.985	
	任期付研究員	期末手当	月 1.38	月 1.53	月 2.91	月 1.38	月 1.605	月 2.985	月 1.49	月 1.495	月 2.985	

(2) 初任給調整手当の改定(職員の給与に関する条例第9条の2関係)

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額限度額を412,200円(現行 410,900円)に引き上げること。

イ 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額限度額を67,100円(現行 66,900円)に引き上げること。

ウ 獣医学に関する専門的知識を必要とする職を占める職員に対する支給月額限度額を5万円(現行 3万円)に引き上げ、支給期間を採用の日から15年以内の期間(現行 採用の日から10年以内の期間)に延長すること。

(3) 地域手当の改定

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対して支給する地域手当の支給割合を100分の16(現行 100分の15)に引き上げること。(職員の給与に関する条例第11条の3及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項関係)

(4) 管理職員特別勤務手当の改定

特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合は、当該特定管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給することとする。 (職員の給与に関する条例第19条の2、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条の2、公立学校職員の給与に関する条例第20条の2及び警察職員の給与に関する条例第19条の2関係)

(5) 単身赴任手当の改定

単身赴任手当の月額を3万円(現行23,000円)に引き上げるとともに、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を7万円(現行45,000円)に引き上げること。(職員の給与に関する条例第23条の2、公立学校職員の給与に関する条例第21条の2及び警察職員の給与に関する条例第12条の2関係)

(6) 再任用職員に対する単身赴任手当の支給

再任用職員に対して単身赴任手当を支給することとする。 (職員の給与に関する条例第23条の5、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条、公立学校職員の給与に関する条例第23条の3及び警察職員の給与に関する条例第13条の4関係)

(7) 公立学校職員の教員特殊業務手当の改定

公立学校職員に対して支給する特殊勤務手当のうち非常災害時等の緊急業務等に従事した職員に対する教員特殊業務手当の支給日額の限度額を8,000円(現行6,400円)に引き上げること。(公立学校職員の給与に関する条例第16条関係)

(8) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2の(1)の平成26年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るもの並びに2の(7)は公布の日から施行し、2の(7)は平成26年10月1日から、2の(1)の平成26年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第88号)

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく事務を協議の調った市が処理することができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

◆高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第89号)

1 条例改正の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知県条例第90号)

1 条例改正の目的

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第122号)の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害

福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)の一部改正に伴い、児童福祉法(昭和22年法律第164号)で定義されている用語等について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第91号)

1 条例改正の目的

工業用水道事業に附帯する事業の用に供する有料駐車場施設のうち洗車場施設について老朽化等に伴い廃止することとするともに、駐車場施設について規模を増加することとし、併せて電気事業に附帯する事業の用に供する有料駐車場施設のうち升形駐車場施設について規模を増加することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年3月1日から施行することとした。

◆高知県職員定数条例の一部を改正する条例(高知県条例第92号)

1 条例改正の目的

県立病院における医療従事者を確保するため、公営企業局の職員の定数を改めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第93号)

1 条例改正の目的

分べんに関連して発症した脳性まひの出生児及びその家族に対して補償を行う産科医療補償制度が改定され、1分べん当たりの掛金の額が引き下げられることに伴い、分べん介助料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年1月1日から施行することとした。

条 例

高知県地域医療介護総合確保基金条例をここに公布する。
 平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第83号

高知県地域医療介護総合確保基金条例
 (設置)

第1条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条第1項に規定する都道府県計画において定める同条第2項第2号に掲げる事業を実施するため、同法第6条の規定に基づき、高知県地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(経理)

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた医療介護提供体制改革推進交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）及び地域医療対策支援臨時特例交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）並びにこれら以外の部分をそれぞれ区別して行うものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第5条 知事は、第1条の目的を達成するための経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第84号

高知県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高知県政務活動費の交付に関する条例（平成13年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項第1号中「支出に係る」を「支出に係る会計帳簿及び」に改める。

第13条の見出し中「閲覧」を「公表」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議長は、前項の規定により保存されている収支報告書等（当該収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項

各号に掲げる情報を除く。次項において同じ。）を高知県議会のホームページにより公表するものとする。

第13条第3項中「前項の」を「前項の規定によるほか、」に、「収支報告書等に記載されている情報のうち、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第6条第1項各号に掲げる情報を除いたもの」を「第1項の規定により保存されている収支報告書等」に改める。

別表第2事務所費の項中「事務所の」を「事務所及び宿所の」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2事務所費の項の改正規定及び附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成26年度分以降の政務活動費について適用する。

3 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高知県政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成27年4月1日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第85号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の150」を「100分の155」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）及び第2条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例（同項において「改正後の知事等の条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

2 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第2条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定

に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第86号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

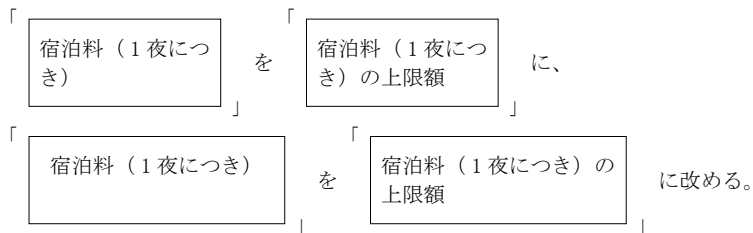
第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第3条第1項ただし書中「、宿泊諸費」を「の上限額並びに宿泊諸費」に、「に掲げる」を「に定める」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)別表」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「議会の議長が」とする。

別表中



(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに教育長」を「及び教育長」に改める。

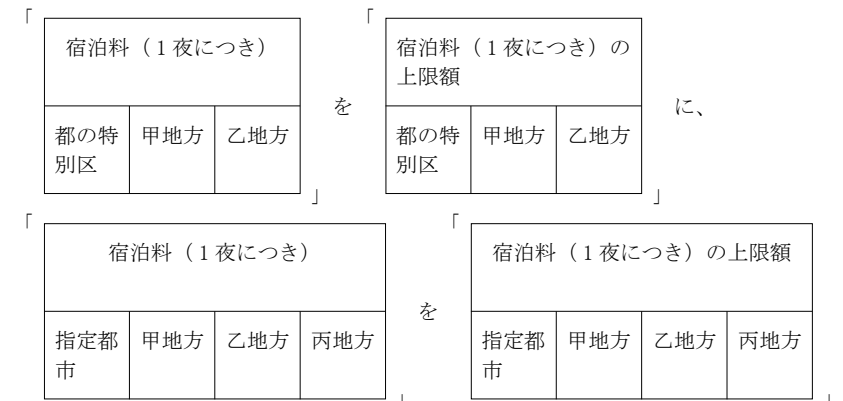
第2条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改める。

第3条第1項ただし書中「宿泊料の額」を「宿泊料の上限額」に、「別表第1に掲げる」を「別表第1に定める」に、「移転料の額」を「移転料の上限額」に、「掲げる額を限度」を「定める額」に改め、同条第2項ただし書中「宿泊料の額」を「宿泊料の上限額」に、「別表第4に掲げる」を「別表第4に定める」に、「移転料の額」を「移転料の上限額」に、「掲げる額を限度」を「定める額」に改め、同条に次の1項を加え

る。

3 前2項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする。第5条中「この条例で」を「この条例に」に改める。

別表第1及び別表第4中



に改める。

(地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に掲げる」を「に定める」に改め、同条第3項中「掲げる者」を「定める者」に改め、同項ただし書中「、宿泊諸費」を「の上限額並びに宿泊諸費」に、「に掲げる」を「に定める」に改め、同条第5項中「に掲げる」を「に定める」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「人事委員会に協議して」とあるのは、「知事と協議して」とする。

第2条第4項中「掲げる者」を「定める者」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例(昭和29年高知県条例第36号)第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1」と、「人事委員会に協議して」とあるのは「知事と協議して」とする。

第3条中「に掲げる」を「に定める者の」に、「前条第1項の」を「前条第1項の規定による」に改める。

第6条中「出席したとき」を「出席したときに」に改める。

第7条中「又は地方公務員法」を「若しくは地方公務員法」に、「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「別表第1から別表第3までに掲げる」を「第2条第3項から第7項までの規定による旅費の」に改める。

第8条中「定められているもの」を「定められている者」に改める。

別表第1中「、第7条」を削り、

「宿泊料（1夜につき）」を「宿泊料（1夜につき）の上限額」に、
 「宿泊料（1夜につき）」を「宿泊料（1夜につき）の上限額」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条、第3条関係）

区分	報酬
専門委員	日額9,600円以内で知事が定める額
自治紛争処理委員その他の法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例により設置された附属機関の委員その他これに準ずる者	日額9,000円以内で規則で定める額
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条の4第2項又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の7の規定により知事が指定した職務を行う精神保健指定医	
選挙長	日額 10,600円
選挙分会長	日額 10,600円
審査分会長	最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額
選挙立会人	日額 8,800円
選挙分会立会人	日額 8,800円
審査分会立会人	最高裁判所裁判官国民審査法施行令第18条第2項の規定により中央選挙管理会が定める額

別表第3中「、第7条」を削る。

（出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第4条 出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例（昭和34年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「「出頭者、鑑定人等」」を「出頭者、鑑定人等」に改める。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、旅行依頼を行う者が宿泊料の額を一般職の職員の例による宿泊料の上限額とすることが適当であると認める場合は、当該上限額とすることができる。

第3条第1項の表を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「に協議して別に定める旅費額」を「と協議して定める額の旅費」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「旅行依頼を行う者が知事と協議して」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、第2条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例、第3条の規定による改正後の地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例又は第4条の規定による改正後の出頭者、鑑定人等の報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

職員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第87号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「10年以内」を「15年以内」に、「（第1号及び第2号）を」（第1号から第3号まで）に改め、同項第1号中「月額 410,900円」を「月額412,200円」に改め、同項第2号中「月額 66,900円」を「月額67,100円」に改め、同項第3号中「月額 3万円」を「月額5万円」に改め、同項第4号中「月額 2,500円」を「月額2,500円」に改める。

第11条の3中「100分の15」を「100分の16」に改める。

第19条の2第1項中「次条において」を「以下」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の

必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。第19条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第23条の2第2項中「23,000円」を「3万円」に、「45,000円」を「7万円」に改める。

第23条の5中「、第13条の3及び第23条の2」を「及び第13条の3」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、第11号及び第13号」を「及び第11号」に、「若しくは第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第3条第1項第2号、第2号の3、第4号、第4号の2、第11号及び第13号の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）第4条」に、「以下」を「同条例第5条第1項の規定により適用する次条において」に、「100分の153」を「100分の160.5」に改める。

第6条第5項中「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）」に、「以下」を「同条例第6条第4項の規定により適用する次条において」に改める。

第7条中「管理規程」を「企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「次条において」を「以下」に、「同条例第5条第1項の規定により適用する次条において」を「以下」に、「100分の138」を

「100分の149」に、「100分の160.5」を「100分の149.5」に改める。

第6条第5項中「第12条の2中「次条において」を「第12条の2第1項中「以下」に、「同条例第6条第4項の規定により適用する次条において」を「以下」に改める。
(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条」を「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）第5条」に、「以下」を「同条例第6条第1項の規定により適用する次条において」に、「100分の153」を「100分の160.5」に改める。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「次条において」を「以下」に、「同条例第6条第1項の規定により適用する次条において」を「以下」に、「100分の138」を「100分の149」に、「100分の160.5」を「100分の149.5」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「次条において」を「以下」に、「休日等」を「休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条中「第7条の2」を削り、「若しくは第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条から第6条の5まで、第7条の2及び第16条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には、適用しない。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表4の項中「6,400円」を「8,000円」に改める。

第20条の2第1項中「次条において」を「以下」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内にお

いて人事委員会規則で定める額

第21条の2第2項中「23,000円」を「3万円」に、「45,000円」を「7万円」に改める。

第23条第2項第1号中「100分の65」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

第23条の3中「第16条の3及び第21条の2」を「及び第16条の3」に改める。

第10条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第11条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「23,000円」を「3万円」に、「45,000円」を「7万円」に改める。

第13条の4中「第12条の2」を削る。

第19条の2第1項中「次条において」を「以下」に、「年末年始の休日等」を「年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第19条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額

第22条第2項第1号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第12条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定、第4条及び第6条の規定、第9条中公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表4の項及び第23条第2項の改正規定並びに第11条中警察職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定並びに次項から附則第5項まで及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

2 第9条の規定（公立学校職員の給与に関する条例第16条第2項の表4の項の改正規定

に限る。次項において同じ。)による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定は平成26年10月1日から、第1条の規定(職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。)による改正後の職員の給与に関する条例(同項において「改正後の職員の条例」という。)、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。)、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(同項において「改正後の任期付研究員条例」という。)、第9条の規定(公立学校職員の給与に関する条例第23条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。)による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(同項において「改正後の公立学校職員の条例」という。))及び第11条の規定(警察職員の給与に関する条例第22条第2項の改正規定に限る。附則第5項において同じ。)による改正後の警察職員の給与に関する条例(同項において「改正後の警察職員の条例」という。)の規定は同年12月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

3 第9条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、同条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

(期末手当の内払)

4 改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第6条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の任期付職員条例又は改正後の任期付研究員条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(勤勉手当の内払)

5 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第9条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第11条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する職員の給与に関する条例(一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)、公立学校職員の給与に関する条例又は警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
職員の給与に関する条例第11条の3	100分の16	100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合
職員の給与に関する条例第23条の2第2	3万円	3万円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額

項、公立学校職員の給与に関する条例第21条の2第2項及び警察職員の給与に関する条例第12条の2第2項		
--	--	--

(人事委員会規則等への委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則又は企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第20条の表中

「

一般職員給与条例第23条の5、学校職員給与条例第23条の3及び警察職員給与条例第13条の4	再任用職員	任期付短時間勤務職員
---	-------	------------

」

を

「

一般職員給与条例第23条の5	及び第13条の3の規定は、再任用職員	、第13条の3及び第23条の2の規定は、任期付短時間勤務職員
----------------	--------------------	--------------------------------

」

に、

「

学校職員給与条例第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
-----------------	------	--

」

を

学校職員給与条例第18条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が職員の育児休業等に関する条例第20条の規定により読み替えられた第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあっては、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
学校職員給与条例第23条の3	及び第16条の3の規定は、再任用職員	、第16条の3及び第21条の2の規定は、任期付短時間勤務職員
警察職員給与条例第13条の4	第13条の2及び前条の規定は、再任用職員	第12条の2、第13条の2及び前条の規定は、任期付短時間勤務職員

に改める。

~~~~~

高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第88号**

**高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部の次に改正する。

第2条の表中

|                                                                                                                                                                                                                              |         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 32 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務。ただし、規則で定める場合におけるものを除く。<br>ア 法第3条第1項（同条第4項に規定する場合を含む。）の規定による一般旅券の発給の申請の受理<br>イ 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認の要否の認定 | 東洋町、津野町 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|

- ウ 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定
- エ 法第3条第3項（省令第2条第3項に規定する場合を含む。）の規定に基づく申請者が人違いでないこと等の確認及び書類の提示又は提出の要求
- オ 法第8条第1項（同条第3項に規定する場合を含む。）（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付
- カ 法第10条第1項に規定する場合におけるアからオまで及びケからタまでに掲げる事務
- キ 法第11条に規定する場合における一般旅券の返納の受理並びにアからオまで及びケからタまでに掲げる事務
- ク 法第12条第1項（同条第3項において準用する法第3条第4項に規定する場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請の受理
- ケ 省令第1条第5項ただし書の規定により提出される戸籍謄本又は戸籍抄本の受理
- コ 省令第1条第6項の規定による申請者の身分上の事実を明らかにするための書類の提示又は提出の要求
- サ 省令第2条第4項の規定による申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出の要求及び当該申請者が人違いでないこと等の調査
- シ 省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による申請者が出頭しない一般旅券を申請する場合における申請書類等の提出を委任する申出の受理
- ス 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づくシの場合において出頭した者が申請者が指定した者であることを確認するための省令第2条第1項各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出の要求及び資料の提示又は提出の要求
- セ 省令第7条第5項（渡航先の追加の場合を除く。）（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請者が指定して出頭した者の住所等を確認するための書類の提示又は提出の要求及び資料の提示又は提出の要求
- ソ 省令第11条第2項第3号の規定による申請者が署名することが困難である者であることの認定
- タ 省令第11条第3項第4号の規定による申請者に代わり記名することが適当である者であることの認定
- チ 法第17条第1項（同条第2項に規定する場合を含む。）の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理
- ツ 法第17条第3項（省令第15条第3項において準用する省令第2条第3項に規定する場合を含む。）の規定に基づく届出者が人違いでないこと等の確認及び書類の提示又は提

出の要求  
 テ 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理  
 ト 法第19条第6項の規定に基づく返納を受けた一般旅券の還付  
 ナ アからトまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

を「

32 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）、旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務。ただし、規則で定める場合におけるものを除く。  
 ア 法第3条第1項（同条第4項に規定する場合を含む。）の規定による一般旅券の発給の申請の受理  
 イ 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認の要否の認定  
 ウ 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の認定  
 エ 法第3条第3項（省令第2条第3項に規定する場合を含む。）の規定に基づく申請者が人違いでないこと等の確認及び書類の提示又は提出の要求  
 オ 法第8条第1項（同条第3項に規定する場合を含む。）（法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付  
 カ 法第10条第1項に規定する場合におけるアからオまで及びケからタまでに掲げる事務  
 キ 法第11条に規定する場合における一般旅券の返納の受理並びにアからオまで及びケからタまでに掲げる事務  
 ク 法第12条第1項（同条第3項において準用する法第3条第4項に規定する場合を含む。）の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補の申請の受理  
 ケ 省令第1条第5項ただし書の規定により提出される戸籍謄本又は戸籍抄本の受理  
 コ 省令第1条第6項の規定による申請者の身分上の事実を明らかにするための書類の提示又は提出の要求  
 サ 省令第2条第4項の規定による申請者の居所を疎明する資料の提示又は提出の要求及び当該申請者が人違いでないこと等の調査  
 シ 省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による申請者が出頭しないで一般旅券を申請する場合における申請書類等の提出を委任する申出の受理  
 ス 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を

東洋町、津野町

含む。）の規定に基づくシの場合において出頭した者が申請者が指定した者であることを確認するための省令第2条第1項各号に掲げるいずれかの書類の提示又は提出の要求及び資料の提示又は提出の要求  
 セ 省令第7条第5項（渡航先の追加の場合を除く。）（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申請者が指定して出頭した者の住所等を確認するための書類の提示又は提出の要求及び資料の提示又は提出の要求  
 ソ 省令第11条第2項第3号の規定による申請者が署名することが困難である者であることの認定  
 タ 省令第11条第3項第4号の規定による申請者に代わり記名することが適当である者であることの認定  
 チ 法第17条第1項（同条第2項に規定する場合を含む。）の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理  
 ツ 法第17条第3項（省令第15条第3項において準用する省令第2条第3項に規定する場合を含む。）の規定に基づく届出者が人違いでないこと等の確認及び書類の提示又は提出の要求  
 テ 法第19条第5項の規定による一般旅券の返納の受理  
 ト 法第19条第6項の規定に基づく返納を受けた一般旅券の還付  
 ナ アからトまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

33 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に基づく事務のうち、同法第6条第1項の規定による指定難病の患者又はその保護者からの支給認定の申請の受理（難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第12条第2項ただし書の規定に基づく申請書の添付書類により証明すべき事実の公簿等による確認を除く。）

高知市

に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第89号**

高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第3号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年1月1日から施行する。



高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第90号**

**高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第53条第8項中「以下同じ。）に係る」を「第55条第3項において同じ。）に係る」に、「以下同じ。）の」を「第55条第3項において同じ。）の」に、「同項」を「同法第24条の2第1項」に改め、同条第9項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第6条の2第3項」を「第6条の2の2第3項」に、「」の設置者」を「以下この項において同じ。）の設置者」に改める。

第204条の4第2項中「当該指定共同生活介護事業所」を「当該指定共同生活援助事業所」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年1月1日から施行する。



高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第91号**

**高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例**

（高知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表中「13台」を「15台」に改め、同条第5項の表を次のように改める。

| 名称           | 位置  | 規模        |
|--------------|-----|-----------|
| 工業用水道事業有料駐車場 | 高知市 | 駐車場施設 61台 |

（高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部改正）

**第2条** 高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例（平成11年高

知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

題名中「工業用水道有料駐車場」を「工業用水道事業有料駐車場」に改める。

第1条中「工業用水道有料駐車場（次条）」を「工業用水道事業有料駐車場（次条及び第4条）」に改める。

第4条第1項中「駐車場施設」を「有料駐車場」に改め、同条第2項を削る。

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

| 施設の名称        | 施設の区分    | 単位   | 金額                                 |
|--------------|----------|------|------------------------------------|
| 電気事業有料駐車場    | 升形駐車場施設  | 1台1月 | 11,430円（長さ3.4メートルの区画にあっては、10,480円） |
|              | 新屋敷駐車場施設 | 1台1月 | 6,670円                             |
| 工業用水道事業有料駐車場 | 駐車場施設    | 1台1月 | 5,720円                             |

備考 施設の利用を開始する日又は廃止する日が月の途中である場合におけるその月分の料金は、日割計算によるものとし、その額に1円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

## 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年3月1日から施行する。  
（高知県収入証紙条例の一部改正）
- 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。  
別表48の項中「工業用水道有料駐車場の」を「工業用水道事業有料駐車場の」に、「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道事業有料駐車場料金徴収条例」に改める。

~~~~~  
高知県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第92号

高知県職員定数条例の一部を改正する条例

高知県職員定数条例（昭和24年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中「780人」を「860人」に、「4,944人」を「5,024人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第93号

## 高知県営病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例

高知県営病院事業料金徴収条例（昭和32年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表分べん介助料の項中「121,200円」を「107,200円」に、「141,800円」を「127,800円」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年1月1日から施行する。  
（経過措置）
- この条例による改正後の高知県営病院事業料金徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の分べんの介助について適用し、同日前の分べんの介助については、なお従前の例による。